

弥富市立小学校いじめ重大事態調査報告書（公表版）

令和8年9月1日
弥富市教育委員会

第1 事案の概要

1 対象児童及び、いじめを行った児童

- (1) 対象児童（A）：第3学年 児童
(2) いじめを行った児童（B）：第3学年 児童
(3) 背景：

2 事案の発生状況

令和7年6月、ドッジボールの活動中にBがAの背中を後ろから叩いたことをきっかけに、Aは1・2年時にBから受けた「きつい言葉や態度」を強く想起（フラッシュバック）するようになった。その後、Aは「学校へ行きたくない」「いじめが怖い」と訴えるようになり、登校に際して強い心理的苦痛を感じるに至った。〔当事案発生日：A及び保護者の記録・・・6月20日（金） 学校の記録・・・令和7年6月13日（金）〕

7月2日（水）、学校は当該事案をいじめとして認知した。また、いじめ防止対策推進法（以下「法」）第23条第2項に基づき、設置者に当該いじめを速報した。

3 重大事態としての把握

7月1日（火）、Aの保護者から「重大ないじめである」との訴えがあった。学校は、このことを、いじめ重大事態の申し立てと捉え、7月8日（火）に法第28条第1項第1号（重大事態）に基づいて、弥富市教育委員会の指導を仰ぎつつ全校体制での対応と調査を具体的に開始した。7月9日（水）弥富市長にいじめ重大事態の発生を報告した。

4 Aの出席ならびに代替施設利用状況（1年時、2年時、3年時4月～2月）

いじめ重大事態の調査開始時から2月末における対象児童の出欠の状況を示す。いじめによる相当の期間の欠席は認められないが、その疑いのある段階から取組を始めた。

月	出席	欠席	出席停止	備考
1年	194日	欠席 計 第1学年時 5日 第2学年時 3日 第3学年時 15日 教育支援センター・フリースクール 38日		
2年	191日			
3年4月	15日			
5月	20日			
6月	20日			
7月	13日			
8月	1日			
9月	20日			
10月	19日			
11月	16日			
12月	11日			
1月	16日			
2月	16日			

第2 調査主体

1 調査組織

(1) 調査主体

当 該 小学校 いじめ不登校対策委員会

(2) 構成員

当 該 小学校 全職員

(3) 支援・指導

法第28条第3項に基づいた弥富市教育委員会による人的配置及び指導

「校内支援チーム」(学校教育課主幹、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」) スクールカウンセラー(以下「SC」)の参画による専門的助言

2 調査目的

当該重大事態に係る事実関係を明らかにし、当該事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講じること。また、Aの学びの継続に向けた支援策を検討すること。

3 調査手法

(1) A及びBへの聴き取り

(2) A及びBの保護者への聴き取り

(3) 関係児童(C、D、E、F)及び歴代担任(1・2年時)への聴き取り

(4) 第1～3学年時実施アンケート調査(校内アンケート、市教委「生活アンケート」)の記載内容の確認

第3 当該事案の事実経過

1 第1、2学年時の状況

(1) 第1学年時

Aから担任に、Bからのきつい言葉遣いや、ランドセルを引っ張られる等の訴えがあった。ランドセルを引っ張られたAは、「いやだ」と言えなかったとのこと。きついことを言われたり、「押された」と訴えがあったりした際は、担任はその都度二人に話を聴き、指導を行った。また、その内容は保護者に伝えられた。

(2) 第2学年時

4月17日(水)に、保護者から「Bの嫌な言葉」について電話で相談があった。1年生の1学期にもあったので心配であり、「どうにかしてほしいのではなく、知ってほしい」とのことであった。担任がBの保護者にBがAに「こっち見ん(る)な」と言ったり、Aが集団に入ることを拒絶したり、Aだけ誘わなかったりしたことを伝えたところ、Bの保護者は、Bへ話をしてAが嫌がることをしないように注意したとのことであった。5月と7月の1学期懇談会で担任がAの保護者に近況を尋ねたところ、「今は大丈夫」とのこと。また、学校に届いた「やとみっ子お悩み相談室」の返事をAとAの保護者に渡したが、Aは手紙の内容は覚えていないとのことであった。そこで、困っていることの有無について尋ねると、AもAの保護者も「今は困っていない」との返事であった。

生活アンケート(無記名)において、Aが特定の児童から悪口や叩かれる等の被害を訴えていたことが確認されたことがあった。担任は、管理職へ報告し、学級全体への指導を実施した。このことは、校内の「児童情報交換会」で教職員に共有されていた。

2 第3学年時の状況

(1) 6月からの事実経過

○ 6月13日(金)

休み時間に複数の児童でドッジボールをしていた際、AとBの間で意見の食い違いが生じ、言い合いとなった。その後、突然BがAの背中を平手で叩いた。担任は二人に話を聴いた。BはAに謝罪をした。また、周りにいた児童にも聴き取りをしたが、その場面についての明確な返答はなかった。Aはその日のうちに痛みを訴えることはなかったが、帰宅後、保護者にその出来事を報告した。

○ 6月16日(月)

Aの母親から担任に電話があり、「1年生から2年生までの身体的・心理的な被害を受け、今回のことで限界を超えた」との訴えがあった。担任はBから話を聴き取った。Bは、ドッジボールの際の出来事について最初は覚えていないと言ったが、Aが事細かく状況を説明したところ、叩いたことを思い出した。また、機嫌が悪いときは、我慢できずに、誰にでもきついことを言ったり、叩いたりしてしまうと答えた。また、担任の指導を受け、反省もした。ただ、「何でも2日ぐらいで忘れてしまう」という言葉も口にした。過去の関わりも含めたAの不安の大きさを理解した。また担任は、過去の出来事も含め、管理職に報告し、過去の担任や養護教諭へも相談した。

○ 6月21日(土)

Aが図書館で「いじめ」をキーワードに本を検索した。このことを期に、心理的不安定(泣いたり、夜中に起きたりする様子)が顕著になった。

○ 6月23日(月)

Aの保護者が、過去2年間の苦痛を記したメモや、[REDACTED]を持参し来校した。そこで、「いじめ」があることと、担任だけではなく学校全体で対応することを要望した。Aが「学校が怖い」と訴え、教室に足が向かなくなる傾向が強まっていることから、担任は教頭に、事案の深刻さとAの保護者のSCへつないでほしいという要望を報告し、学校全体での対応の必要性を進言した。また、担任は、養護教諭・第2学年時担任と相談した。

○ 6月24日(火)

AとAの保護者がSCによるカウンセリングを開始した。

○ 6月25日(水)

Aの保護者は、Aが「学校が怖い」と泣いていたため、また、Aに登校以外の選択肢もあることを教えるために登校をさせないことにした。担任は事案の深刻さと学校全体での対応の必要性を教頭へ再度進言したが、教頭からの明確な指示や組織的な動き(校長への報告やいじめ対策委員会の招集等)はなされなかった。

○ 6月26日(木)

Aは[REDACTED]
アンケートで教員に相談したいことの有無を問う質問で、「はい」と答えた。

[REDACTED]「まいにち『学校にいきたくない』と思う」と記入した。担任はAと面談し、Bへの苦手意識や不安感を受容した。また、Aの保護者は担任に、Aがターゲットにされた理由が分からないことを話しながら、対応が見守りと声かけだけでは十分でないため、Bの行動を変える学校全体としての対応を再度要望した。担任は、この保護者の要望を改めて教頭に伝えた。

○ 6月30日(月)

Aの保護者から、Aは[REDACTED]係の仕事で、同じ係のBと接触することを恐れて登校できないので[REDACTED]係の活動時間が終わってから登校するとの連絡があった。登校するも、教室へ入れず帰宅した。なお、「家ではずっと泣いている」とのことであ

った。「児童情報交換会」にて、本事案を学校全体の課題として共有した。校長は、学校全体で取り組む方針を示した。

○ 7月 1日（火）

Aが早退した。午後6時に来校した保護者に担任とSCが対応した。そこでは、Bに、反省した様子が見られないことや、2年間の辛さが伝わっていないことへの強い憤りと、学校への不信感が伝えられた。担任とSCからの、Aの保護者によるいじめの重大事態申立てがあったという報告を受け、校長は、「校内いじめ不登校対策委員会」による組織的な対応を指示した。

○ 7月 2日（水）

校長指揮のもと、朝に、管理職、教務主任、校務主任での校内緊急会議を開催した。ここで、当該事案をいじめとして認知することを確認し、改めて保護者への聴き取りと謝罪をすること、市教育委員会への報告をすること、SCの時間外派遣依頼等の今後の支援方針を協議・決定した。

10:30~11:50 Aの保護者が来校し、6月23日（月）に担任に状況を訴えることに至った過程について、教頭、教務主任に訴えた。

- ・ 6月16日（月）
母親は過去のことだと思っていたが、現在のことであることが分かった。
- ・ 6月20日（金）ドッジボールのときに、AがBに後ろから叩かれた。（学校の記録では、6月13日（金））
- ・ 6月21日（土）Aが図書館へ行ったときに「いじめ」をキーワードに本を探していた。A本人から、Aの保護者は「見ないでほしい」と言われた。
- ・ その後、Aにフラッシュバックが起きようになり、泣く様子が見られた。
- ・ 6月30日（月）に、Aが2時間目に両親と登校したときに、Bが楽しそうにしているのを見たAの保護者は、BやBの保護者に本事態が伝わっていないことに憤りを感じた。
- ・ 7月1日（火）には、Aの保護者は、Bが普段と変わらない様子を見て、Bの保護者の認知度の低さと、反省が伝わってこないことに強い憤りを感じた。そして、このことを、教頭と教務主任に訴えた。
- ・ 最後にAの保護者が、Bには「二度とやらない」「反省してほしい」と強く訴えた。
- ・ 教頭がSCとの面談について提案すると、Aの保護者は「受けない」という意思を示したので、8日（火）に行くことをAの保護者と確認した。

13:10~13:35 「校内緊急会議」（校長、教頭、教務主任、校務主任、担任、養護教諭、生徒指導担当）

Aの保護者の思いを確認し、これまでの経緯を把握している担任とも状況をすり合わせ、今後の方針を決めた。

18:30 Bの保護者との面談（教頭、教務主任、担任、SCが対応）

BがAに対して行ってきた行為をAの保護者は重く受け止めており、学校に訴えがあったことを伝えた。Bの保護者もAとBの関係は気になっていた。Aが重く受け止めていることを知り、「ぶつからないように歩く」「死ねなど相手を傷つける言葉を言わない」ことをBに約束させることを確認した。

学校が、本事案を「いじめ」として認知していることを伝えた。

20：50～21：30 Aの保護者との面談（教頭、教務主任、担任、SCが対応）

同日行ったBの保護者との面談内容について説明した。今までの経緯、今後どうしていくか、Bの言動をどう改めていくか、家庭でできることを確認したことを伝えた。また、AとAの保護者が「いじめられた」と感じていることを伝えたことを報告した。Bの保護者が大変なことをしてしまったと感じていること、謝罪をしたいという申し出があったことを伝えるが、Aの保護者は、謝罪は求めているとのことであった。子どもからも、親からも謝罪はいらない、必要性がない、それよりも行動を見直してほしいと感じているとのことであった。Aの保護者は、友だちとの関係性について、仲良くするときもあるが、個人の時間も大事にするくらいの空気感でよいと話した。また、学校に行けるか分からないので、フリースクールや転校も考えているとのことであった。

○ 7月 3日（木）

AとAの保護者が市役所に行きSSWと面談した。Aの保護者は、話を聴いてもらうために行ったが、アドバイスを受けることになったと話した。保護者によると、サポートをしてくれる人の存在が分かったが、Aには「こわい」という思いが依然としてあり、状況は変わっていないということだった。

○ 7月 4日（金）

SSWが来校し、Aの様子を観た。笑顔で教室にいることを確認し、Aに声をかけた。

○ 7月 8日（火）

登校はしたが、入室はできなかった。AとAの保護者がSCによるカウンセリングを行った。そこで、教室に入りBに話しかけられるのが怖いとのことであった。

学校は、本事案のいじめの認知について、設置者（弥富市教育委員会）に、毎月提出する「生徒指導資料」にて報告するとともに重大事態の疑いとして調査を開始した。

○ 7月 9日（水）

弥富市教育委員会は、弥富市長にいじめ重大事態の発生を報告した。また、Aは教育支援センターの活用を始めた。

○ 7月14日（月）

「児童情報交換会（兼いじめ不登校対策委員会）」で本事案について、改めて担任一人に負担をかけず、学校体制で取り組むことを確認した。また、文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「弥富市いじめ防止基本方針」、「**当該**小学校いじめ防止基本方針」の内容について、再確認をした。

○ 7月中旬

市教委からドッジボールのときの詳細な関係児童への聴き取りを依頼されたが、学校は、再度の聴き取りをすることは児童の現状では善処でないと考え割愛した。

○ 8月 8日（金）

AとAの保護者がSCのカウンセリングを実施した。ここで、SCに7月31日（木）にBとBの友人Gが突然Aの自宅に訪問してきたことが伝えられた。その際、夕食の時間で断ったが、Aの保護者が、この言動に驚きと不安を覚えたことが伝えられた。Aの保護者の要望により、SCから伝え聞いた教頭が、Bの保護者にこのことを伝え、Bの保護者は承知しておらず、さらに距離をとるようにさせるとの返事であった。

○ 8月18日（月）

出校日。登校はしたが、入室はできなかった。担任がドッジボールの時に周りにいた児童C、D、E、Fにその場の状況について尋ねたが、特に気になったことはなかったとのことであった。

- 8月26日(火)「校内会議」(校長、教頭、教務主任、校務主任、養護教諭)
8月25日(月)にAの保護者から市教委へ寄せられた新学期に対する不安について情報共有し、学校としての対応を検討した。
- 8月27日(水)「校内会議」(校長、教頭、校務主任、担任、養護教諭)
8月26日(火)の内容を再確認した。
- 8月28日(木)Aの保護者との面談(教頭、担任、校務主任、学校教育課主幹)
Aの保護者の主訴は、昨日27日に、電話で教頭に要望した1、2年生の事実の把握の進捗や、教室に入れない理由を周りの子に知らせてほしいとのことであった。また、AはBを見ると怖がったり思い出したりすることや、一番怖かったことが「死ぬ」という言葉であったこと、9月からの生活について、教育支援センター以外も視野に入れていることが伝えられた。そして、新学期からの学校の方針について相談した。
学校は、この後にケース会議(学校教育課主幹、校長、教頭、校務主任、担任、養護教諭)を行い、過去の出来事の再整理、Aへの登校時の支援や登校できないときの学習支援、定期的に保護者と面談をするという方針を定めた。
- 9月 1日(月)2学期始業式
Aは、教育支援センターに通室した。担任は、教室で3年生児童に文科省の児童向けメッセージを使い、悩みがあるときは周りの人に話せるとよいことや、困っている子がいたら、声をかけられるとよいという指導をした。また、夏季休業中に児童クラブでAに声をかけた子がいて、Aもうれしかっただろうと思うと伝えた。
Aの保護者から教頭に電話があり、昨晚の夕食時には思い出して、「こわい、こわい」と言っていたこと、また、家族で話し合っ、新学期のスタートは無理しないようにしたいとのこと、「つらい」と書かれた置手紙があったことが伝えられた。担任と養護教諭が教育支援センターを訪問し、Aと面談した。
- 9月 2日(火)
2学期以降の具体的対応として、毎朝7:35から、管理職・教務主任・校務主任で打合せをすることとした。
7:45~8:10にA家から届くメール及び電話連絡により、Aの今朝の体調、前夜の様子、登校に対する不安の有無について確認し、関係教職員でその情報を共有する。Aの登校時には、昇降口及び教室付近に教職員を配置し、Aの表情やBの動向を多角的に把握し、登校時の心理面の負担の軽減に努める。また、本人の心理状態に合わせた居場所づくりに配慮する。これらのことを日常の取組とした。
また、夕方にはミーティングを実施することとした。
- 9月 3日(水)
教頭が保護者の承諾を得て、教育支援センターを訪問し、Aに1・2年のころの出来事や気持ちについて聴き取りを行った。その際、欠席したAに渡す[]カード[]に、Bのメッセージが書かれていたことが分かった。教頭は帰校後、情報を共有。担任はAの保護者の了承を得て、教育支援センターに訪問し、Aに謝罪した。
- 9月 4日(木)
Aは[]市外の[]フリースクールの見学に行くが、通室はしないことになった。
- 9月 9日(火)
担任から教頭へ、体育の授業中にBがAの近くに水筒を置いたことについて報告があった。教頭と教務主任が、Aの保護者に謝罪し、Aの心情に配慮した水筒の置き場所を決めるという対策を報告した。
- 9月10日(水)
市教委が、当該重大事態への対処及びAが登校や学習・日常生活への支援について検討する「校内支援チーム」を設置した。

- 9月16日（火）第1回「校内支援チーム連絡会」の開催（学校教育課主幹、SSW、教務主任、校務主任、養護教諭、SC、1～3年時担任）

下記（2）に、以降の経過概要等を記載する。学校教育課主幹が加わり、パイプ役を担う趣旨のもと具体的な視点と方向性を定めた。会の後には管理職と教務主任、校務主任のミーティングを実施した。

- 9月26日（金）「第1回定例会」の開催（Aの保護者、学校（教頭・校務主任・担任）、学校教育課主幹）

Aの保護者と9月の状況を共有した。第1・2学年時のことについて、Aに聴き取ったことを報告し、Aのつらい気持ちへの理解を共有した。

下記（3）に、以降の経過概要等を記載する。

- 10月15日（水）

Aは[] フリースクール[]の通室を始める。火・水曜日10：00～16：00の開室時に随時利用するようになった。その後、学校は[] 当該校区の 児童館[]と[] フリースクール[]を訪問し、協働体制を構築した。

（2）「校内支援チーム連絡会」

- 第1回 令和7年9月16日（火）

Aの学校での様子の共有と配慮事項の確認。

- 第2回 令和7年9月30日（火）

Aの学校での様子の共有と行事に向けての配慮事項、学習保障について検討。

- 第3回 令和7年10月14日（火）

Aの学校での様子の共有と、[] 今後の対応についての確認。

- 第4回 令和7年11月4日（火）

Aの学校での様子の共有と学習補充の進め方の検討。転校先候補校の見学について。

- 第5回 令和7年11月25日（火）

Aの学校での様子の共有。Aの登校への励みになる今後の行事の確認。

- 第6回 令和7年12月15日（月）

Aの学校での様子の共有と冬休みに向けてのAへの対応についての検討。

- 第7回 令和8年1月13日（火）

Aの学校での様子の共有。Aの登校への励みになる今後の行事の確認。

- 第8回 令和8年2月10日（火）

Aの学校での様子の共有。Aの登校への励みになる今後の行事の確認。

（3）「定例会」

- 第1回 令和7年 9月26日（金）

これまでの取組、1、2年時の聴き取りの報告。今後に向けて。

- 第2回 令和7月11月26日（水）

これまでの取組の報告、調査結果の中間報告。今後に向けて。

- 第3回 令和7月12月18日（木）

これまでの取組の報告。Aの学校や家庭での様子の共有。今後に向けて。

- 第4回 令和8年 1月28日（水）

これまでの取組の報告。Aの学校や家庭での様子の共有。今後に向けて。

- 第5回 令和8年 3月 5日（木）

これまでの取組の報告。Aの学校や家庭での様子の共有。次年度に向けて。

(4) Bの保護者への報告会

第1回 令和7年10月29日(水)

児童館の行事の出来事の確認。Bの学校での様子の共有。今後に向けて。

第2回 令和7年11月17日(月)

進捗状況、いじめ重大事態の説明。今後に向けて。

第3回 令和7年12月2日(火)

第2回Aの保護者との定例会の報告。今後に向けて。

第4 当該事実の経過から認定しうる事実

1 いじめの認定

本件は、Bの継続的または断続的な言動(背中を叩く、きつい言葉を浴びせる、コミュニティからの排除等)により、Aが心理的苦痛を感じ、その結果として登校が困難となったものである。学校側は、弥富市教育委員会の指導を経て、1・2年時からの累積的な関係性がAに強い心理的負荷を与えていた事実を認め、いじめ防止対策推進法における「いじめ」及び「いじめ重大事態」として認定した。

2 認定にあたって

- (1) 単発のトラブルではなく、低学年時からの関係性が背景にあった。
- (2) フラッシュバックや不登校といった、児童の心身に深刻な影響が生じていた。
- (3) 活動集団が固定化されやすい学校という環境が、対象児童の心理的逃げ場を狭めていた。保護者はAの学区外通学による転校を考え、実際にAと一緒に複数の小学校を見学した。

第5 学校の対応について

1 組織的な対応

- (1) ミーティングを毎日実施

9月より管理職・教務主任・校務主任による打合せと、管理職・教務主任・校務主任・担任・養護教諭・SC(出勤日)による毎夕の関係者ミーティングを実施した。また、毎月の「児童情報交換会」でAの状況を全職員で共有した。

- (2) 外部機関との連携

SCやSSWを交え、専門的視点から支援策を検討した。また、市内のフリースクールや当該校区の児童館とも連携し、支援策を構築した。

2 Aへの支援

- (1) 学びの継続

Aは市内のフリースクールや市教育支援センターを活用した。学校はこの通室を出席として扱い、情報共有等連携を図った。

- (2) 心理的ケア

SC、スクールカウンセラースーパーバイザー(以下SCSV)による定期的なカウンセリングを実施した。

- (3) 登校支援

AのBとの接触によるストレスを防ぐため、教職員によるマンツーマンの付き添い、複数職員による見守り、別室の活用も含めた登校支援を行った。

- (4) 保護者との情報共有体制

Aの保護者より毎朝、「れんらくアプリ」及び電話での連絡を受け、登下校の場での情報共有を毎日行った。

3 Bへの指導

- (1) Bに対し、B自身の心理的なケアも含めて、自身の行動が他者に与える影響を理解し、望ましい言動を習得するためのSST(ソーシャルスキルトレーニング)を導入した。
- (2) Bの保護者へ、AとAの保護者が抱えている思いを報告した。
- (3) Bの保護者へ、Bに対しての支援内容について報告した。

4 アンケート調査結果(過去3年間)

ア 校内アンケート

回実施

イ「生活アンケート」市教委からの指示で年1回10月ごろ実施(無記名式)

(1) 第1学年時

ア、イともにAの回答にBに関する記載はなかった。

(2) 第2学年時

ア Aは「いったことをへんなふうにかえす」(5月17日(金)実施)と回答。担任は、聴き取りをし、以前の出来事であることを確認し、引き続き注意して見守ることとした。5月GW前後に続いて、5月24日(金)にAの保護者に確認したところ、「特に今は大丈夫」とのことであった。

イ 『このアンケートは、だれにも話(はなし)をしませんので、あんしんしてこたえてください。あてはまるところの()にかならず○をつけてください。』

1 「あなたは、いまの学年(がくねん)になってから、だれかにいやなことや、いやなおもいをさせられたことがありますか？」について「①あります」に○を記入した。

2 1のしつもんで①「あります」に○をつけた人に聞きます

(1)「どのようなことをされましたか？(いくつ○をつけてもかまいません)」について、「①わる口やかからかわれたりした(からだのことやことばづかいなど)」「③ぶつかられたり、あそぶふりをしてたたかれたり、けられたりした」に○を記入した。

(2)「(1)でされたことは、いまもつづいていますか？」について、「②つづいていない」に○を記入した。

(3)「だれから、いやなおもいをさせられましたか？(○はいくつでも)」について「②おなじ学年のひと」に○を記入した。

(4)「何人(なんにん)ぐらいからそのことをされましたか？」について「①1人」に○を記入した。

(5)「いやなことをされたとき、いやなおもいをしたとき、だれにそうだんしましたか？」について、「⑦でんわ や てがみ でのそうだん」に○が記入された回答があった。

無記名ではあるが、他の回答用紙で知ったことも含めて全体指導を行った。

(3) 第3学年時

ア Aは、「学校が楽しいか」に対し6月「あんまり」と回答。理由は「いじめが怖いから」と回答。9月「ぜんぜん」と回答。理由は「Bがいるから」と回答。

イ 『このアンケートは、だれにも話をしませんので、安心して答えてください。あてはまるところの()にかならず○をつけてください。』

1 「あなたは、今の学年になってから、誰かにいやなことや、いやな思いをさせられたことがありますか？」について「①あります」に○を記入した。

2 1の質問で①「あります」に○をつけた人に聞きます

(1)「どのようなことをされましたか？(いくつ○をつけてもかまいません)」について、「①ひやかされたり、からかわれたりした(体のことや言葉づかいなど)」

「④ひどくぶたれたり、たたかれたり、けられたりした」に○を記入した

(2)「(1)で答えたことは今もつづいていますか？」について、「②続いていない」に○を記入した。

(3)「だれから、いやな思いをさせられましたか？」について「①同じクラスの人」に○を記入した。

(4)「何人ぐらいからそのことをされましたか？①1人に○が付けられた回答があった。

無記名ではあるが、他の回答用紙で知ったことも含めて、全体指導を行った。

5 会議・連携の実施日

(1) 校内いじめ不登校対策委員会（「児童情報交換会」）※不定期な随時の短時間会議は含まず

6/30、7/14、8/26、8/27、9/29、10/27、11/28、12/22、1/26、2/27 計10回

(2) 校内支援チーム連絡会（学校教育課主幹、SSW、SC、歴代担任等）

9/16、9/30、10/14、11/4、11/25、12/15、1/13、2/10、3/10 計9回

(3) 定例会（学校教育課・学校・A保護者）

9/26、11/26、12/18、1/25、2/10、3/10 計6回

(4) Bの保護者への報告会

10/29、11/17、12/2、3/9 計4回

(5) 管理職・教務主任・校務主任ミーティング

9/2以降毎朝開催。

管理職・教務主任・校務主任・担任・養護教諭・市SC XXXXXXXXXX ミーティング

9/2以降毎夕開催。12月より毎夕のミーティングは必要に応じて開催。

第6 当面の再発防止策

本事案発生時において、6月23日に担任が教頭へ学校全体での対応の必要性を進言したが、すぐにそれを共有し協議することがなかった。その後、組織的な対応を開始してから、状況が少しずつ改善されたことから考えると、この初動の遅れが悔やまれる。

1 当該いじめの解消までの方策

(1) 本人及び保護者が最低3ヶ月を経て解消を認めるまでの具体的支援策

- ・ いじめの解消に向けて、単に「いじめ行為が止んでいる」だけでなく、Aが「苦痛を感じていない」とA及びAの保護者と共に判断できている状態になるまで、教職員の見守り体制を、A及びAの保護者と相談しながら、Aの状況に応じて柔軟に継続する。
- ・ SCやSCSV、SSWによる定期的な面談を実施し、Aの心理的ケアを継続する。
- ・ Bについて、事実に基づく適切な指導を行い、安易な謝罪の強要は避け、Aの意向を尊重していく。

(2) 卒業まで、卒業後の情報伝達と見守り体制について

- ・ 卒業までの体制
毎月の「児童情報交換会」で話題とし、教職員の意識が継続するようにする。
- ・ 卒業後の情報伝達（進学先への引継ぎ）
進学先の中学校や高校において、いじめが再発したり、フラッシュバック等の後遺症に苦しんだりすることを防ぐため、以下の措置を講ずる。
ア AやAの保護者の同意、BやBの保護者の同意を得た上で、本報告書を「引継ぎ資料」として共有する。

イ 必要に応じて、本報告書だけでなく、進学先の学校の担当者と直接面談し、学級編成等において配慮がなされるよう具体的な留意点を伝える。

ウ 卒業後しばらくは、旧在籍校（本校）の窓口を明確にし、本人が不安を感じた際に相談できるルートを確保する。

2 再発防止策

（１）学級編成についての理解の強化と流動的な環境作り

- ・ [] 人間関係が固定化され、一人一人の関わりが深くなる環境下では、過去のトラブルが累積して重大事態に繋がる恐れがあるので、違和感や「気になる事象」を確実に記録に残し、多くの目で多角的に捉え、学年をまたいだ引継ぎを組織的に行う。
- ・ 多くの児童が同じ保育所出身であることから、他の保育所や幼稚園出身の児童はマイノリティーであることを十分に意識して、どの児童も安心して学校生活を送ることができる人間関係づくりを意図的に行う。
- ・ [] 異学年交流等、地域人材との交流等を意図的、計画的に取り入れ、児童にとっての流動的な関係づくりと、複数の教職員の目が届きやすい教育環境設定に努める。

（２）保護者との信頼関係構築

- ・ いじめの事案発生時、迅速かつ誠実に保護者へ連絡し、情報（いじめ行為、学校対応方針等）を共有する。また、訴えの背景にある事情にも思いを致すことに努める。いじめを行った児童の保護者への連絡や聞き取りを機を逃さず実施し、対象児童や保護者の深刻な思いを共有し、協力を仰ぐ。
- ・ 行為者の意図や行為の軽重ではなく、被害者の心身の苦痛に軸を置いて判断することを徹底していく。
- ・ 対象児童や保護者の「謝罪を望まない」「即座の指導は望まないが、知っておいてほしい」という言葉の真意を奥深く理解する。また、報復の恐れを払拭するために、早期に保護者も含めた組織的な対応と継続した指導・支援を行う。
- ・ 子どもの心情（心配をかけたくない、報復の恐れ等）について、発達段階を鑑みながら理解し、保護者との情報共有を行う。
- ・ 対象児童の定期的な情報を交換する場を状況に応じて保護者の意向を尊重して実施し継続する。
- ・ 保護者同士の謝罪の場を設ける場合は、事前の調整を十分に行い、関係悪化を招かないように配慮する。
- ・ 児童同士で謝罪をする場合には、それが形式的にならないように、対象児童の心情を考慮したうえで、必要に応じて適切な場を設定する。

（３）未然防止と早期発見

- ・ 「いじめ重大事態調査ガイドライン」に基づくチェックリストを平時から活用し、教職員のいじめへのアンテナを高めることを強化する。
- ・ アンケートの回答だけでなく、児童の細かな表情の変化や欠席・遅刻・早退の傾向を注視することを強化する。
- ・ 「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」や「いじめの重大化を防ぐための研修用事例集」を活用した研修を行い、組織力の強化を図る。
- ・ 迅速なケース会議の開催、民生児童委員との連携、PTAによる社会教育活動、SC、SSWと連携した教育相談活動、SCやSCSVによる研修の機会を設ける。
- ・ 「いじめはダメ」という抽象的な指導だけではなく、また、いじめの問題を対象児童、いじめを行った児童だけの問題にせず、学級や全校全体で考え、集団としていじめを許さない環境をつくる教育活動として、具体的に [] コミュニケーション能力を高める活動 [] や、人権や思いやりの気持ちを育む道德の授業

や特別活動、出前授業、講話等を通じて、いじめが相手に与える影響や、共感性・規範意識が育まれる土壌づくりを行う。

- ・ 「人権週間」を有効活用し、人権意識の高揚を図る。
- ・ アンケートの質問項目や、形式に工夫を凝らし、児童がいじめのサインやＳＯＳを出しやすいように、教員が一人一人と落ち着いて話を聴くための定期的な相談活動週間を設定する。
- ・ 児童がよく利用する児童館や児童クラブと日頃から連携を強め、児童の様子や変化、人間関係について適宜情報交換を行う。
- ・ 教職員自身が、児童の前でいじめに類する行為を行わないように、細心の注意をはらったり、お互いに注意し合ったりできる関係づくりに管理職自らが努める。
- ・ 管理職がリーダーシップを発揮し、組織的対応を推進できるよう研鑽に努める。

- ・ 個人の特定につながる箇所には、マスキングを入れました。
- ・ マスキングにより文脈が伝わらない場合や文字数により個人の特定につながる場合は、言葉を置き換えている部分（白字）もあります。